技能五輪全国大会出場支援助成金交付要綱

（通則）

第１条　技能五輪全国大会出場支援助成金（以下「助成金」という。）は、技能五輪全国大会（以下「大会」という。）に愛知県代表選手（以下「本県選手」という。）が出場することに要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第８号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この要綱は、大会に出場することに要する経費を助成する事業（以下「助成事業」という。）の手続き等を定め、もってその助成事業の適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

（交付対象者）

第３条　助成金の交付対象は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、愛知県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 15 日愛知県条例第 34 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者とする。

一　愛知県内に事業所等を有し、次のいずれかに該当する者

イ　中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する企業）

ロ　学校等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第１項に規定する各種学校）（愛知県立のものを除く）

ハ　職業訓練施設（職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の７第１項、第 25 条に規定するもの）（愛知県立のものを除く）

ニ　職業訓練法人

ホ　競技職種等関係団体

ヘ　社会福祉法人

二　前号に掲げるもの若しくは愛知県立の学校等又は職業訓練施設に所属する本県選手

三　その他、知事が特に必要と認める者

（助成対象経費及び助成金額）

第４条　助成対象経費は、大会の主催者が定める大会参加費及び職種別負担金とする。

２　助成金額は、本県選手の出場に係る大会参加費及び職種別負担金の合計金額とする。

（交付申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第１号）を、別に定める期日までに、知事あてに提出しなければならない。

２　交付対象者が未成年の場合は、その保護者等が申請するものとする。

（交付決定及び通知）

第６条　知事は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、その内容が適正と認められるものについて助成金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知する。

（申請の取り下げ）

第７条　助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という）が、交付決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取り下げをしようとするときは、交付決定の通知を受

けた日から起算して 10 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
２　前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（交付決定の取消）
第８条　知事は、助成事業者が、規則第16条第１項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。
一　偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
二　第９条第１項に規定する申請書の提出又は第12条に規定する報告書の提出を怠ったとき。
２　前項の規定は、第13条に規定する助成金の額の確定があった後においても適用する。
３　知事は、第１項に基づく取消しをしたときには、速やかに助成事業者に通知するものとする。
４　知事は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該取消しに係る額の返還を命ずるものとする。この場合において、助成事業者は、規則第 18 条の規定により加算金及び遅延利息を県に納付しなければならない。

（計画の変更承認）
第９条 助成事業者は、交付決定後に助成金額の変更をしようとする場合、あらかじめ変更承認申請書（様式第３号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
２　知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。
３　知事は、前項の規定により交付決定の内容の変更をしたとき又は条件を付したときは、その変更した内容又は条件を記載した書面により変更承認申請をした助成事業者に通知するものとする。

（助成事業の中止又は廃止）
第10条　助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書（様式第４号）により、速やかに知事に申請し、その承認を受けなければならない。

（助成事業者に係る変更）
第11条　助成事業者は、申請書記載事項のうち、所在地、名称及び代表者に変更があったときは、速やかに 助成事業者に係る変更届（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）
第12条　助成事業者は、大会の最終日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

（額の確定）
第13条　知事は、前条に基づく実績報告書を受理した場合は、報告書等の書類の審査及び調査を行い、その報告に係る助成事業の内容が助成金の交付の決定の内容（第９条に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書（様式第７号）により助成事業者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第14条　助成事業者は、前条に定める通知を受理したときは、助成金請求書（様式第８号）を作成し、７日以内に知事に提出するものとする。

２　知事は、前項の規定により請求書を提出した助成事業者に対して、助成金を交付する。

（検査等）

第15条　知事は、助成事業者に対し、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において助成金の使途について必要な指示をし、報告書の提示を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

（帳簿の備付等）

第16条　助成事業者は、助成金に係る収入及び支出を明確にした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（その他）

第 17 条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年 10 月２日から施行する。